

平成26年 第3回

木古内町議会臨時会会議録

平成26年5月26日 開会

平成26年5月26日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成26年5月26日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	5
日程第 5 議案第2号 町道南北線改修工事（その2）請負契約の締結について	10
閉会の宣告	12
会議録署名議員の署名	13

## 平成26年5月26日（月）第1号

- 開会日時 平成26年5月26日（月曜日）午前 9時30分
- 閉会日時 平成26年5月26日（月曜日）午前10時17分

---

### ・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努	
2番	又地信也	7番	笠井敬吾	
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男	
4番	吉田裕幸	副議長	9番	東出洋一
5番	平野武志	議長	10番	岩館俊幸

---

### ・欠席議員（なし）

---

### ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
会計管理者	大瀬政廣
まちづくり新幹線課長	福田伸一
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
代表監査委員	森井俊郎

---

### ・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	吉田廣之

平成26年第3回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成26年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	26.5.26	原案可決
議案第2号	町道南北線改修工事（その2）請負契約の締結について	26.5.26	原案可決

平成26年第3回木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成26年5月26日(月)

午前9時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	議案 第1号	平成26年度木古内町一般会計補正予算(第1号)
5	議案 第2号	町道南北線改修工事(その2)請負契約の締結について

( 午前 9時30分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(岩館俊幸君) 大変お忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。  
ただいまから、平成26年第3回木古内町議会臨時会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
6番 竹田 努さん、7番 笠井敬吾さん。以上、2名を指名いたします。

## 会 期 の 決 定

- 議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ声あり)  
○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

## 行 政 報 告

- 議長(岩館俊幸君) 日程第3 行政報告。  
町長より行政報告がありますので、これを許します。  
町長。  
○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。  
議員各位におかれましては、時節柄何かとお忙しい中をご参集賜りましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。  
平成26年第3回臨時会の開催にあたりまして、行政報告が1件ございますのでご報告を申し

上げます。

火災の発生についてでございますが、まずはじめに、大変恐縮でございますが字句の訂正をお願いしたいと思います。

お手元の行政報告、町長行政報告を1行目として、7行目と9行目をご覧いただきたいと思っております。7行目には、「本火災により、置かれていたホタテ養殖籠等が消失しましたが」と。この消失は、「消えて失う」と書いてあります。9行目をご覧ください。「損害額はホタテ養殖籠の焼失分約9万円」と書いておりますが、ここでの焼失は「焼ける失う」というふうに書いております。意味はどちらも同じでございますが、一つのペーパーに違う文言がありますので、大変紛らわしく、「焼ける失う」という9行目に統一をしたいと思っております。したがって、7行目にある「消える失う」の「消える」という字を、「焼ける」という字にご訂正をお願いしたいと思います。大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、火災発生についての行政報告を申し上げます。

5月2日午後7時1分、釜谷地区の住民から神社の海側で何かが燃えていると119番通報があり、消防車を出動させたところ、宇釜谷1番地地先国道の海側に置かれていた漁具類が燃えていたため、消火活動を行った結果、午後7時28分に鎮火いたしました。

本火災により、置かれていたホタテ養殖籠等が焼失しましたが、けが人はおりませんでした。損害額はホタテ養殖籠の焼失分約9万円と見込まれ、出火原因は現在も調査中でございます。なお、出動人員等は、消防車両4台、消防職員13名、消防団員5名でございました。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(岩館俊幸君) 質疑はございませんか。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 大変、町長申し訳ないのですけれども、この行政報告に関係ないのですけれども、もし知っていたらちょっとお知らせいただきたいと思うことは、ここが一番下段に「出動人員等」と書いてありますので、ちょっとこれに付随して質問をしたいと思うのですけれども、お許しいただきたいと思っております。

実は、当町からも知内町で大きな火災が、山火事がありまして、本消防署からも署員並びに消防車等が出動しているのですけれども、この関係をちょっとこの機会にお知らせいただきたいと思うのは、延べ人数でどれくらいのうちの署員が行ったのか。または、その出動車両等も押さえていけば、大変失礼なのですけれどもこの機会にお伺いしてよろしいでしょうか。そんなことで、ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま、東出副議長からお尋ねがございました、知内町での山火事の当町での出動人員につきましては、現在資料が手元にございませぬので、後ほどでよろしければ、お手元のほうにお届けすることは可能でございます。

これは、広域事務組合のほうでの行政報告をする予定になっておりますが、現在、当町の火災ではなかったものですから、あえて行政報告をしておりませんが、お手元のほうにあとでお届けすることでよろしければ、そのようにさせていただきたいのですが。

○議長(岩館俊幸君) ほかに。

6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 町長から行政報告がされましたけれども、ただ下から3行目。「出火原



因は現在も調査中」ということで、5月2日に発生したこの火災。原因が何なのか。例えば放火なのかどうなのかという部分があって、現在もまだ調査しているということなのか。出火原因が、例えば不詳なら不詳、わからないのならわからないというほうがいいのではないだろうか。調査中ということは、何かそういう疑いだとかそういうのがあって、まだ現在も調査をしているということだから、放火の要因があるのかどうなのかという部分だって憶測からすればそう思えるのですよね。ですから、20日余りも経過した中で、まだ現在も調査をしているという中では、どういうことが要因で、まだ現在も調査を続けているのかというふうに問わなければならないのですよ。ですから、ある程度原因が不詳というかわからないのであれば、そういう報告のほうがいいのではないかと思うものですから、本当にそういう疑いのある部分で調査をしているのかどうかという部分について確認します。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねにつきまして、お答えをいたします。

私どもで行政報告をさせていただいておりますのは、消防署からの報告に基づいて、行政報告をさせていただいております。この報告以降につきましての報告がございませんので、ただいまお尋ねにありましたように原因がどこにあるのか。あるいは、原因がわからないのかにつきましては、この時点ではわかりません。議員がご指摘のとおり、私どものほうから消防のほうに、それ以降の対応がどうなっているのか、原因がどうなっているのか確認したいと思います。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

### 議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ838万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億5,165万8,000円とするものです。

補正の内容は、緊急雇用創出推進事業の追加です。

それでは、詳細につきまして、歳出からご説明します。7ページをお開き願います。

5款 労働費、1項 労働諸費、1目 労働諸費、13節 委託料 838万9,000円は、観光物産振興分野の人材確保支援事業業務委託料の追加です。議案説明資料、資料番号1の1ページに事業の概要を添付しておりますので、ご参照を願います。

続きまして、歳入です。6ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、5目 労働費補助金、1節 労働費補助金 838万9,000

円は、緊急雇用創出推進事業補助金の追加です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

**○議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** 今回、緊急雇用創出事業の補正が出ているわけです。定例会後、まだ2か月余り経過の部分で、こういう緊急性の雇用が必要なのかどうなのか。いま、当初の予算の中で、広域観光の科目でもこういう関連する賃金の計上がありますし、観光推進費の中でも同様の部分が計上されています。確かにこの説明資料によります、当地域に不足している観光物産振興分野の人材の育成と就職支援に取り組まなければならないと。緊急に取り組まなければならないということですから、この観光物産振興という部分について、広域観光とは全く別物なのか。そして、この事業費の振り分けを見ますと、新規雇用の部分と既存雇用者の部分、OJTですかそういうセミナー講師。セミナーに係る賃金ですか、すごくわかりづらいとか理解のしづらい部分なのですよね。ですから、この辺は新規で例えば、たぶん予算的には委託料で計上をしていますから、どこかに委託。たぶん商工会なのかなというふうには思う。あと、観光協会なのかなと。やはりその辺も含めて、説明していただかないと。そして、既存雇用者の人件費というのは、どうも理解できない部分なのですよね。それと、一瞬この補正を見た時に、あれは広域観光で計上しているのかな。交流センター長候補といいますか、ちょっと名称は前に居ました小林さんと言いましたか。そのかたのこの振り替えの部分なのかどうなのかという部分は、すごく輻輳というか、重なったりするものですから、その辺も含めてちょっと説明をまずいただきたいと思います。

**○議長(岩館俊幸君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(木村春樹君)** おはようございます。

私のほうで、この緊急雇用関係事業の窓口並びに事業展開をやっておりますので、説明させていただきます。

まず、予算計上の時期的なものでございます。これにつきましては、ことしの2月くらいから、昨年までの緊急雇用事業に引き続いて事業を行うということで通知がありました。

1次、2次との募集ということで、当初予算に間に合うかどうかということでも検討したのですが、まず事業の内容が定かでない。町で行う事業の内容がきちんと定まっていなかったということと、この緊急雇用事業のフレームがかっちりと示されていなかったということ、当初予算の中ではなかなか厳しかったということでございます。

4月に入りまして2次の要望に手上げをして、渡島総合振興局の担当のほうと協議をしながら、この間進めてまいりました。先日、事業内示のようなものがまいりましたので、採択予定通知というものがまいりましたので、それを受けて財政部局と協議をして、この5月の臨時会に計上させていただいております。文字どおり、字面どおり緊急雇用事業ですので、緊急に行って事業展開をしていくということは、これまでの昨年までのものと同様ですので、今回の臨時議会に計上させていただいております。議決されましたら、直ちに事務を取り進めていきたいというふうに思っています。

それと、広域観光との関係でございます。基本的には、9町の広域観光のほうとは直接的には関わりはないのですが、この物販戦略については、当然観光交流センターをメインとし

ての物販戦略を想定しておりますので、9町の商品・特産品なりを想定した中での、物販戦略を検討していくこととしております。

もう一つの目的は、昨年までの、昨年まで推進してきたみそぎ観光の推進ということで、町内の観光についてさらに推進していくことを想定しております。

それと、新規雇用者・既存雇用者の関係でございます。昨年までの緊急雇用事業につきましては、どちらかといえば各自治体なりが緊急に実施する事業があった場合に、その事業の展開をまず想定して、そこに新規の雇用者を創出した上で、事業を展開していくというような関係でした。今年度につきましては、それをさらに進化させた形で、人の資質向上ですとかこの事業が終わったあとに、その雇用者がどちらかに就業できるということを優先して、この事業のフレームができています。それをまず前提に考えた上で、各自治体でそのような事業展開ができるかどうかということを示されております。木古内町で考えた場合につきましては、その新規雇用者を新規に雇用した上で、既存の職員、既存の就業者とともに実務レベルでスキル・資質を向上して、この事業終了後の就業につなげていくということで、既存の雇用者の人件費というのもこの事業のフレームの中に入っているわけです。それが、いわゆるOJTと記載しておりますけれども、オン・ザ・ジョブ・トレーニングということで、通常の実践、事業を行っていく中で、資質向上・能力向上を図っていくというのが一つでございます。

もう一つ、OFF-JTと記載されていますが、これについては主に座学なり研修会なりを開催した中で、資質向上をしていくということでございます。それぞれの人件費を計上していると。あるいは事業費を計上しているというような形でございます。

また、委託先については、今後検討していくこととなりますけれども、これらに精通しているような事業者含めて検討していきたいというふうに思っています。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** 正直に言って、ちょっと理解のできる部分と理解しづらい部分があります。この物販戦略というのは、やはり当初から掲げている新幹線関連の観光交流センターを含めて、9町の物販という部分が主眼でなかったのかなと、広域観光の部分です。それとは関係ない、我が町だけの物販戦略というそういう捉え方になるのだけれども、それで木古内町の観光含めて、推進というかそれができるのだろうかかなという。やはり、観光交流センターをベースにした9町との連携を含めた、物販でより。場合によっては、各町とのレベルというか資質の向上を含めて、そういうものが行われるのかなというふうに思っていましたけれども、そうではないということです。これは、丸抱えというか道費100%だから、町の単費は含まれない。なぜ、緊急雇用で縷々雇用の部分については、緊急雇用ばかりではなくて、いろんな角度からいろいろ言われてきているのに、何でその新規の就労というか雇用に2名にしないのか。既存の雇用者ということは、現在抱えている賃金を振り替えるということだろうというふうに思うのだけれども、そうではないのか。どういうことでの既存雇用者なのかというのがわからないのと。それと、講師の謝金の金額が既存の雇用者の人件費の中で、同じ人間があればするのになぜ2万5,000円、3万1,500円。かたやセミナーは2万1,800円と。こんなに格差があるのだろうか。たぶんこれは同一人物でしょう。それなのに、こういう格差を付けなければならないというのはどういうことなのだろうと、すごく自分自身は理解しづらい部分なのです。自分とすればちょっと理解はできないのだけれども、この辺について

もう少し詳しく説明してください。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) まず、物販戦略の関係でございます。これは、先ほども少し言及しましたが、9町も含めた、9町の商品なり特産品を含めた、魅力的で収益性の高い物販施設作りを目指していきたいということで、物販戦略を検討するわけでございます。さらに、その物販施設における目玉商品作りや、これらを踏まえたセンター全体の運営に係る収支計画作りも、この事業において想定しております。先ほど、1回目の質問でセンター長との関わり合いということで少し言及されておりました。いま現在では、それは優先しての想定はしておりませんが、その採用人物によってはそういうことももしかすれば、展開としてあり得るかもしれないということは説明させていただいております。説明しておきます。

それと、OFF-JTの講師とセミナー講師の単価ということでございます。それぞれの、いわゆるコンサルタントの単価表というのがございまして、それをベースにこの積算をしております。少し、セミナーとOFF-JTの研修についてのグレードと申しますか、それについては格差があるのではないかと申すことでの積算でございますが、実際に事業を実施するにあたっては、さらに精査しながら事業展開をしていきたいというふうに思っています。

先ほど説明したとおり、国のほうではこの事業の制度設計にあたりまして、まず人作りを大優先にということで行っております。この事業が終了したあとに、いずれかのところに就業するというのは大前提にしておりますので、いままでもそうでしたが、それがかなり強く打ち出されているということで、まず確実に就業が可能があるだろう、見込まれるだろうという人数も含めて、今回この事業の展開を図っているものです。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) ちょっと文言の部分で、ちょっとお尋ねします。1、2、3、4、5、6行目なのですが、7行目にあたりますか。「町では、これまで地域の魅力強化を図るため、『木古内感動戦略』を推進し、」その次なのです。「町の伝統神事」とこうあるのです、「神事」。町自体で神事を行っておりますか。これは、佐女川神社の神事であって、町では伝統神事は行っていない。この辺の認識がちょっと私は間違っているのではないのかなと。町で行っているのは、伝統行事です。神事というのは、町で神事を行っているとしたら、これは大変な認識の誤りですよ、これ。そう思いませんか。私は、ここの文言がおかしいと思います。これは、佐女川神社の人方にも聞いてください。みそぎ祭典は、神事だ。これは、神社で行う神事。木古内町でやっているのは、みそぎ祭典に、祭典というものを大事にする中での行事です。神事を町で木古内町でやっているとしたら、これは大間違いですよ。私はそう思うのだけれども、その辺の見解を伺いたいです。

それから、予算は予算でいいのです、これ。道支出金で満額、道からのお金がくると。それはそれでいいのだけれども、人件費にまで消費税がかかるというのはおかしくないですか。そんなふうに私は思っているのです。普通例えば、これはたぶん、委託業務として出すから消費税がかかるのかなという部分も考えられるのだけれども、本来は人件費には消費税がかからないのです。と、私は思っているのです。私も商売をやっている、人件費には消費税はかからないのだけれども、これは委託業務として出すから事業費全体に対しての消費税を見てもらったということなのかどうか、その辺の見解を伺っておきます。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 人件費と消費税の関係につきましては、又地議員想定のとおりでございます。積算としては、人件費の積算ということですが、それと合わせた人件費以外の費用も合わせて委託事業というふうに捉えて、そこに対しての消費税ということで、捉えていただければというふうに思います。

それと、記述の町の伝統神事、行事ということの取扱いでございます。町としては、伝統行事のみそぎを展開するというふうに捉えておりますので、記述としては適切ではないというふうに思います。これについては、渡島総合振興局の申請のほうでのやり取りの中での文言の整理だったのですが、いまの指摘を踏まえてさらに修正できるかどうか、今後も協議をしていきたいというふうに思っています。その中で、神社なり、あるいは関係者が行っているみそぎというものに対して、町としてそれを観光の素材としてどのように活かしていくかということが、みそぎ観光の推進ということで、昨年来、行政の観光部局が位置付けてきた町内観光の展開でございます。ことしもこの事業も含めて、そのようなスタンスで進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) そうしたら、この文言の整理はしないのですか。これは、例えば振興局のほうにいろいろ打ち合わせをした中で、これで通ったのだという言い方ですよね。振興局も私はちょっと問題あると思います。木古内町自体が伝統の神事をやっているなんて誰も思っていないです。これは、佐女川神社が行っている神事です。だから、この辺の文言の整理は振興局と打ち合わせをする中で、しないとだめではないかとそう思うので、もし文言の整理ができれば議会のほうにも教えてください。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 1点だけ。先ほど木村課長から答弁をいただいたのですが、既存の雇用者の人件費の4項目ありますよね。これは、同一人物なのかどうかという確認をお願いします。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 既存雇用者の人件費の中のOJT、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングにつきましては、通常社員・通常職員を想定しております。それ以外につきましては、それぞれの研修ですとかセミナーですとかに関わるものですので、その案件によっては違うかたが当たる可能性があります。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) そうすれば、OJTはわかるのですけれども、あとは講師という位置付けだと思えるのですよね。そうなれば、これはやはり既存雇用者という、そういう区分というか扱いになるのですか。どうもその辺が、理解できないというところなのですよね。例えば、講師謝金なら謝金ということの計上ならいいのだけれども、既存の雇用者の人件費となっているから、一瞬これ、この4項目が同一人物かなというふうに思っていたのですけれども、そうではなく、それぞれの分野の各講師だとすれば、当然単価も違って理解はできるのですけれども、同じ同一人物に何でこういう単価が違うという部分が、やはり副町長。これはやはり、こういう例えば整理の仕方でもいいのですか。講師なら講師とバンとこう貼り付けというか、したほうがわかり良いというか理解が。ただ、既存雇用者にそういう指導でき

る講師がいるのですか。その辺も含めてお願いします。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) この事業につきましては、委託事業ということで取り組みますということをご理解いただいていると思います。委託先である事業所の職員が、先ほど来言っているOJTの部分です。これはおわかりになりますよね。同じく委託先の従業員・社員で、講師等の経験、あるいはそういった実績を積んでいるかたが講師となる場合があります。

さらに、その委託先が自分のところで足りなければ、よそで雇用されているかたを講師にする場合もあります。これ全て既存従業者と、既存雇用者と、こういうふうな位置付けで言っていますので、説明の仕方としては、内容が少しわかりづらくはなっているのかもしれませんが、そういう区分けはされております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第2号 町道南北線改修工事(その2)請負契約の締結について

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 議案第2号 町道南北線改修工事(その2)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第2号 町道南北線改修工事(その2)請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび契約する工事は、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料、資料番号1の2ページに入札執行状況を添付させていただきましたので、ご参照願います。

工事名は、町道南北線改修工事(その2)。

工事場所は、木古内町字本町地内。

請負契約金額は、1億8,468万円、消費税を含んでおります。

契約の相手方は、北斗市追分3丁目1番12号、澤田・平澤経常建設共同企業体でございます。

工期は、契約の日から平成27年1月30日までとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 工事契約の締結、これはこれとしても。大変、いま新幹線関連工事が駅前の中で駐車場を含めて、いろいろ盛んに行われているという状況です。これは、町民にとっても、大変関心のある事業だと思っています。ただ、やはり一般町民からしますと、この自由通路というか、南北歩道橋のこの工事の概要がどういうふうになるのだということがわかっていないのですよね。こっちに例えばいまのトイレがあった、トイレを解体したほうに階段が付いてエスカレーターが付いて、そしていま向かって左側に螺旋階段は仮設だということも、「あら、ああいう階段か」と言う人もいるのですよね。ですから、もう少し設計屋さんの書いている図面を貼るのではなくて、イラスト的に「木古内の南側の駅はこうなります」という。「階段がここに付いて、エスカレーターがあって、エレベーターがここに付くのですよ」と。「いまの螺旋の階段は仮設なのですよ」という部分ですとか、やはりそういう表示をしてもらわないとわからないのです。これは、そういう表示をするか広報ですとかに何かチラシを入れて、町民にわかりやすく説明をするというそういうことが必要なのかなというふうに思います。

それと、この工事をやっている中で、駅前に何回か足を運びましたけれども。丁度、駅前通に毛利さんのあたり何か、駐禁だったか工事中だったかのこういうあまり大きくない看板がボンボンと4、5枚置いているのです、いまはないですけども。それを商店に聞いてみたら、無断で置いていると言うです。やはり、お客さんが来ても看板があるから止められないであれしなくてはならない。駐車は違反ですけども、そういうのというのはどうなのでしょう。

それと、向かって左側、西側の駐車場になるところ。いまバス、アンテナショップのところまでバリケードを張って、あそこで現在のバスがロータリーになっているのですよね。なぜ、ロータリーにしなければならない。工事はあそこは駅舎の部分、駅舎というか駅舎に関わるエリアのその敷地の中で工事をやっているわけですから。バスを従前どおり抜けてあそこでロータリーしてUターンしなくてもいいのではないだろうか。「なぜ、あそこにバリケードをしたのだ」とそういう声もあるのですよね。その辺も含めて、この工事の締結とはちょっとかけ離れていますけれども、その辺の答弁とその工事概要の説明といいますか、町民にわかるようなものをというのをできるのかどうかという部分について、お願いしたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) はじめの自由通路に関する工事概要について、町民に周知が十分なされていないというご指摘と思います。これにつきましては、確かに議員がおっしゃられるとおり、周知が十分でなかったというところはあろうかと思っておりますので、イラ

スト等で現在の自由通路が工事後どのようになるということをわかりやすい形で、広報・その他の方法も検討しまして、周知する方法を考えたいと考えてございます。

それから、バス回転場になぜロータリーに白線を引いて、バリケードを設置したかということでございます。これにつきましては、今年度、今後、建設管理部におきまして、駅前広場の工事が行われることとなります。現在の駅前広場、駅の正面です。北光ハイヤーの停めである正面です。こちらの駅前広場の整備工事がございますので、現在、双葉線を相互交通、対面通行できるようになりましたので、現在のバスシェルターのほうをロータリー形式にして、全てその駅前広場の工事期間中、全ての車両を現在のバスシェルターで処理するという事で、そういう対応をとってございます。以上です。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) すみません。建設管理部の駅前広場の工事が発注になりますと、駅前正面については通行が不可能になりますので、それで現在のバスシェルターのほうで、全て通行を簡潔させるというところでございます。そのお知らせもまた、改めてしたいというふうに考えています。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 町道南北線改修工事(その2)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第3回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

( 午前10時17分 閉会 )



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年5月26日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 竹 田 努

署 名 議 員 笠 井 敬 吾